

定款施行規則

第1章 会 員

(入退会の申込み、届出書)

第1条 定款第5条第1項の規定による入会申込書の様式並びに定款第9条第1項の規定による退会届出書の様式は、理事会が定める。

(会員の資格)

第2条 富山市内に勤務地（勤務していないものについては住所）を有する医師は会員の資格を有するものとし、当該事項をもって定款第5条第2項に規定する理事会の承認を得るものとする。

(会費等未納者に対する処分)

第3条 会員が、正当な理由なく1年以上会費及び負担金等の納入を怠ったときは、総会の決議によって当該会員に対し戒告、権利の一部停止、又は除名の処分をすることができる。

2 前項の処分をした会員の権利の復活の承認を行おうとする場合は、裁定委員会の意見を求めなければならない。

(会員名簿の調製)

第4条 理事会は、毎年4月1日現在により会員名簿を調製するものとする。

第2章 会費等の賦課及び徴収

(会費等の賦課徴収方法)

第5条 会費及び負担金等の賦課及び徴収方法に関しては富山市医師会会費等賦課徴収規程を設ける。

(寄附金)

第6条 総会の決議により会員から寄附金を求めることができる。この場合の寄附金の率、額及び納入方法については、総会の議決を経なければならない。

第3章 役員その他

(役員その他の選挙)

第7条 定款第15条に規定する役員の選任に関する選挙、並びに定款第35条に規定する裁定委員の選挙に関しては富山市医師会選挙規程による。

(理事会で決議する重要な事項)

第8条 定款第18条第1項第5号に規定するその他重要な会務に関する事項は、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 運営委員会の招集、その他運営委員会に関する事
- (2) 委員会の設置及び運営に関する事
- (3) 顧問の委嘱に関する事
- (4) 会員の入退会に関する事
- (5) 会員の賞罰に関する事
- (6) 役員の出張命令及び復命受理並びにその他服務に関する事
- (7) 財産管理に関する事
- (8) 予算及び決算に関する事
- (9) 借入金に関する事
- (10) 重要な事業計画及び実施に関する事
- (11) 職員の人事に関する事
- (12) 職員の給与に関する事
- (13) 職員の分限及び賞罰に関する事
- (14) 職員の退職金の裁定及び支出命令に関する事
- (15) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (16) 重要な申請、届出、報告、照会、回答に関する事
- (17) 前各号のほか特に重要な事項に関する事

(富山県医師会の代議員及び予備代議員の選挙)

第9条 定款第28条に規定する富山県医師会の代議員及び予備代議員の選挙に関しては、富山県医師会の定めるところによる。

(総会の議事)

第10条 定款第27条第3項に規定する総会の議事に関しては富山市医師会議事規程を設ける。

(会長の設ける委員会)

第11条 定款第30条に規定する委員会に関し、必要な規約は理事会で定める。

(裁定委員会)

第12条 定款第32条から定款第35条に定める裁定委員会に関し、定款に規定があるものを除き、裁定委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

第4章 会計及び財産

(経費の定額)

第13条 本会の毎事業年度における経費の定額は、その年度の収入で支弁する。

(予算の流用)

第14条 経費は、予算で定めた目的以外に使用することができない。

2 予算執行にあたり、別表に定める各項目においては理事会の承認を受けなければ相互に流用することができない。但し、小科目においては、流用することができる。

(予備費の支出)

第15条 予算に不足が生じた場合、又は予算外支出の必要がある場合は理事会の承認を得て予備費からこれを繰入れることができる。

第16条 会長は、出納上必要があるときは理事会の議決を経て予算総額の1割以内において一時借入金をすることができる。

2 一時借入金は、当該年度の収入で償還する。

(継続費)

第17条 数年を期して行う事業で、継続費として総額を決めたものについては、当該事業年度の支出残額は事業完成年度まで逐次繰り越して使用することができる。

(経理の責任)

第18条 本会の経理に関しては、所管理事はその責任を負う者とする。

(経理規約)

第19条 本会の経理を明確にするため、理事会は富山市医師会経理規約を設けるものとする。

(処務規程)

第20条 本会の処務を明確にするため、理事会は富山市医師会処務規程を設けるものとする。

(決算)

第21条 毎事業年度の決算は、出納完結後理事会の決議を経て会長がこれを作成し、速やかに総会の決議を得なければならない。

第5章 表彰及び弔慰

(表彰弔慰規程)

第22条 本会の会員の表彰、弔慰に関しては、富山市医師会表彰弔慰規程を設ける。

第6章 雑 則

(雑 則)

第23条 この施行規則を変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この定款施行規則は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成14年3月1日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成16年6月1日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成17年11月30日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この定款施行規則の一部改正は平成28年4月1日から施行する。

別表

支出科目の例

科目名	項目名
2. 事業活動支出	
(1) 事業費支出	
役員報酬支出 給与手当支出 臨時雇賃金支出 退職給付費用支出	人件費
福利厚生費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 賃貸料支出 保険料支出 諸謝金支出	一般経費
租税公課支出	公課費
支払負担金支出 支払助成金支出 支払寄附金支出	一般経費
支払利息支出	借入金利息
委託費支出 雑費支出	一般経費
報償費支出	人件費
会議行事費支出 図書費支出 教材費支出 実習費支出 広報費支出 業務促進費支出 会費支出 調査研修費支出 検査材料費支出 OAシステム費支出 手数料支出	一般経費
賞与引当費用支出	人件費
事業費支出計	

科目名	項目名
(2) 管理費支出	
役員報酬支出 給与手当支出 臨時雇賃金支出	人件費
福利厚生費支出 会議費支出 旅費交通費支出 通信運搬費支出 消耗什器備品費支出 消耗品費支出 修繕費支出 印刷製本費支出 燃料費支出 光熱水料費支出 賃貸料支出 保険料支出	一般経費
租税公課支出	公課費
支払負担金支出 支払寄附金支出 雑費支出	一般経費
報償費支出	人件費
委託費支出 図書費支出 会費支出 調査研修費支出 OAシステム費支出 手数料支出	一般経費
管理費支出計 事業活動支出計 事業活動収支差額	